

福利厚生事業規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人宮城県教育会館（以下「この法人」という。）定款第4条及び第9条に基づき、会員に対する共済事業（事業の一部についてはその親族を対象とするものを含む）・貸付事業等の福利厚生事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事 業)

第2条 第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 共済事業
- (2) 貸付事業

(会員資格取得)

第3条 会員の資格は加入申込書を理事長に提出し、掛金を納入した月の1日から有する。

(会員資格喪失等)

第4条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、その翌日から会員の資格を失う。

- (1) 退職又は再任用の任期が満了したとき
 - (2) 死亡したとき
 - (3) 会員が教育関係機関以外に転出したとき ただし、本人の申し出により理事長の承認を受けたときはこの限りではない
- 2 自己都合による中途退会（再任用による継続加入は除く）はできない。ただし、やむを得ない事情で退会する場合は以下のとおりとする。
- (1) 退会の事由を付して理事長の承認を受けなければならない
 - (2) 給付済の医療補助金、配偶者弔慰金及び災害見舞金を除く給付金は掛金より控除し、退職慰労金は付さない

(掛 金)

第5条 掛金額は1口500円とし、3口以上20口までとする。

2 掛金の中途払出はできない。ただし、やむを得ない事情で払出しする人は、前年度末残高を以てその事由を付して請求し、理事長の承認を受けなければならない。

(掛金納入中断)

第6条 会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、掛金の納入を中断することができる。

- (1) 育児休業の承認を受けた人
- (2) 介護休業の承認を受けた人
- (3) 心身の故障のため長期休業の承認を受けた人
- (4) 大学院就学休業の承認を受けた人
- (5) 住宅が水震火災等の非常災害により損害を受けたとき（最長1年）
- (6) 配偶者同行休業の承認を受けた人
- (7) 自己啓発等休業の承認を受けた人
- (8) その他理事長が認めた人